

南北保健福祉センター開設後の状況について



1 南北保健福祉センター設置のねらい

- (1) 総合的な相談支援の実施
- (2) 安全・安心な乳幼児健診の環境の確保
- (3) 福祉事務所の2所化による身近な地域での相談・申請のできる態勢
- (4) 各支所の保健・福祉に関する申請窓口の社会福祉協議会への委託

2 総合的な相談支援の事例

- (1) 相談者来所時の対応について
 - ・ 母子健康手帳発行の手続きに来られた妊婦が経済的に困窮していることが判明したため、家庭児童相談員としごと・くらしサポートセンター相談支援員が地域保健課の面接室に向向いて助産施設、住居確保給付金ほかの説明を行った。
 - ・ 母子生活支援施設入所中で出産した産婦が病院退院後生活保護申請に来所した際に、地域保健課が合わせて面接し、授乳に関する保健指導等を行うことができた。
 - ・ 精神疾患を有する方が生活保護の面接に入る際に不安にならないよう地域保健課の精神保健相談員が同席した。
- (2) 支援に係る連携について
 - ・ 子の養育面に不安のある母子世帯（生活保護）について、福祉相談支援課、障害者支援課を含む関係機関とのカンファレンスが迅速に行えた。
 - ・ 子の養育面に不安のある母子世帯（生活保護）について、ケースワーカーと家庭児童相談員と一緒に家庭訪問した。今後保健師も同行して訪問予定。
 - ・ しごと・くらしサポートセンターで引きこもりに係る相談を受け、地域保健課と協議して精神科のアウトリーチ事業を利用できることになった。

3 今後の課題

- (1) 総合的な相談窓口の周知による、課題を抱える人が早期に相談につながるような働きかけ
- (2) 保健福祉センター外の地域の支援機関との連携の強化

以上



Q&A

よくある疑問にお答えします!

Q1

今回の窓口再編でどのようなところがよくなるのですか。

A

保健福祉センターに、保健と福祉部門の職員を一体的に配置することによって、総合的な支援が行えるようになります。健診専用のスペースを確保するなど、健診環境の充実を図るとともに、生活保護や生活困窮等に関する相談の窓口が2か所に増えることで、より身近な場所で相談できるようになります。

Q2

保健福祉センター(南北)では、どのような相談や手続きができるのですか。

A

福祉や保健に関する専門的な相談に応じるとともに、今まで支所で受付していた各種サービスに関する申請受付業務を行います。また、乳幼児健診や保健に関する各種事業も行います。

Q3

乳幼児健診は各支所では実施しないのですか。

A

平成30年1月以降は、保健福祉センターで実施することになりますので、各支所では実施致しません。お住まいの地域がJR神戸線を境界として北部にお住まいであれば北部保健福祉センターへ、南部にお住まいであれば南部保健福祉センターへお越しください。対象家庭には事前に個別通知を行い、案内いたします。

Q4

各支所では保健福祉に関する申請はできなくなるのですか。

A

現在各支所で申請受付している業務については、引き続き各支所で受付を致します。ただし、一部の業務に関しては取り扱いなくなったり、その場で処理ができなくなるものもあります。

Q5

保健福祉センター(南北)に駐車場・駐輪場はありますか。

A

北部保健福祉センターでは併設するさんさんタウン2番館の地下に、南部保健福祉センターでは同じ施設内に駐車場がございますが、駐車料金については利用者負担となりますので、ご了承ください。また、駐輪場は保健福祉センター(南北)ともがございますが、一定時間経過後は有料となりますので、ご了承ください。

■「尼崎市保健福祉業務の窓口再編」に関するお問い合わせ先

尼崎市 健康福祉局企画管理課 TEL.06(6489)6334



平成30年1月から

尼崎市保健福祉業務の 窓口再編に関するお知らせ

～保健福祉センターの設置に伴う窓口機能・環境の充実～

業務再編について

市の保健福祉業務が抱える課題を解決するために保健福祉業務の再編を行い、**市内南北2か所に新たに保健福祉センターを設置**します。この再編に伴い、保健福祉業務の窓口や取扱業務が変わります。

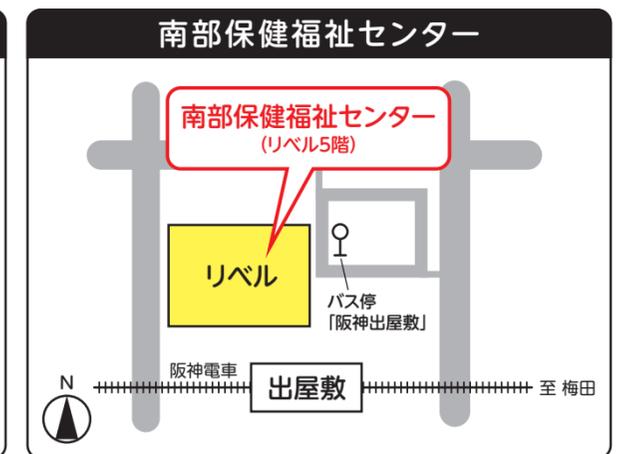
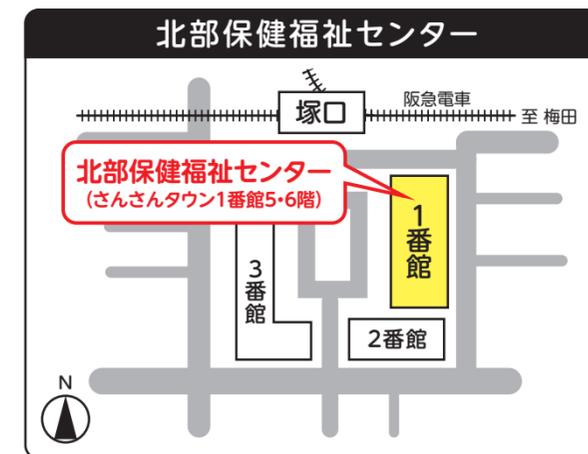
・・・業務再編のねらい・・・

- ①本庁と支所、それぞれに配置している保健と福祉分野の専門職員を保健福祉センターに配置して、**総合的な相談支援**を行います。
- ②乳幼児健診は、保健福祉センターにプライバシーに配慮した診察室や個別指導室を設けるとともに、**安全・安心に健診を受けられる環境**を整えます。
- ③本庁1か所にある**福祉事務所を南北保健福祉センターの2か所に設置**することで、専門的な相談や申請受付がより身近な所でできるようになります。
- ④職員を集約する一方、**各支所での保健・福祉に関する申請**について、社会福祉協議会へ委託することで**身近な地域の窓口を維持**します。

再編に伴い、窓口が変更となる業務については次ページ以降にてご確認ください。

平成30年1月から新たに設置する南北保健福祉センターの場所はこちらです。

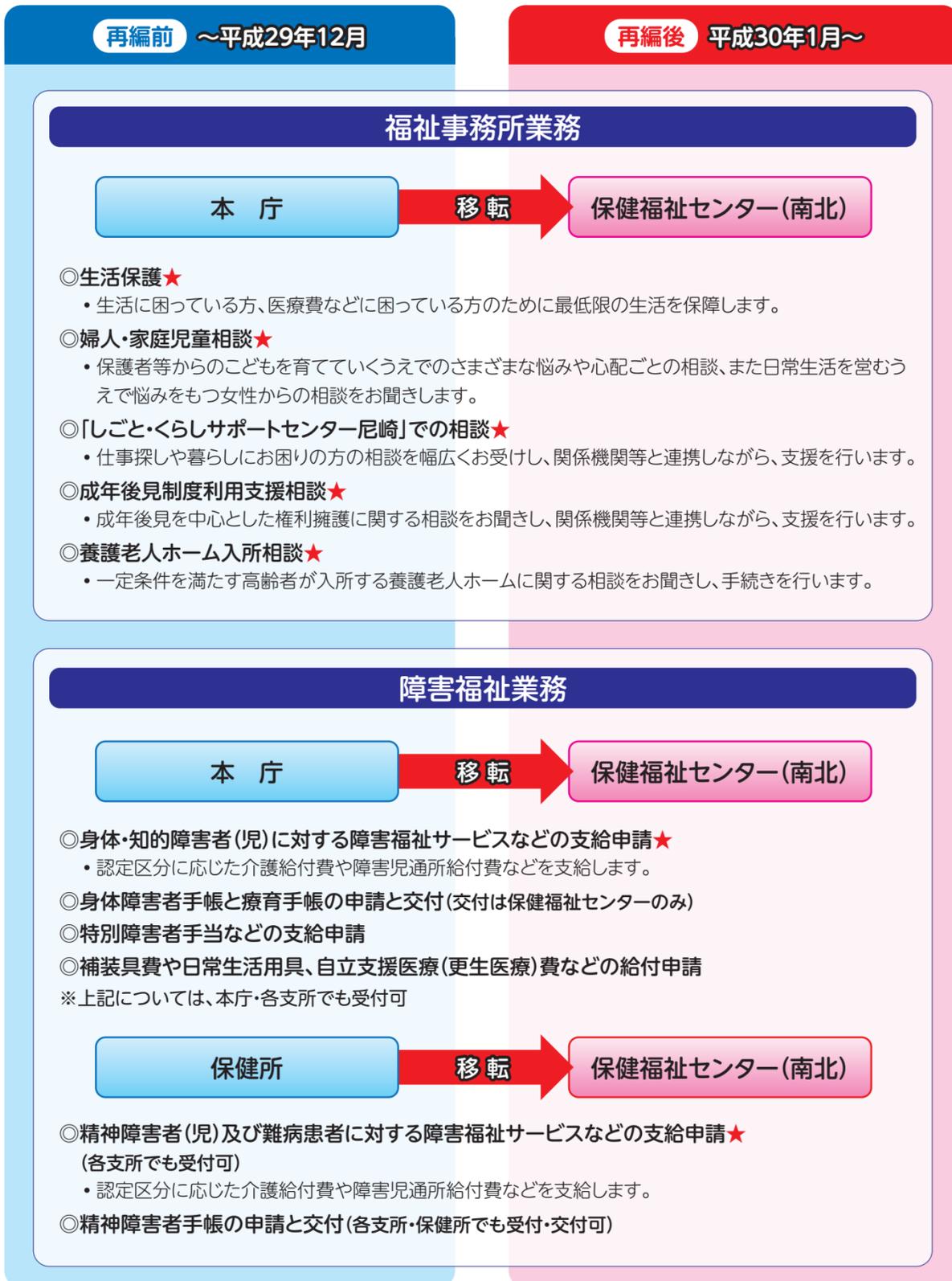
(連絡先は6ページをご参照ください。)



- ※保健福祉センターは駅前にありますので、バス・電車の公共交通機関をご利用ください。
- ※駐車場はありますが、料金は利用者負担となりますので、ご了承ください。
- ※駐輪場はありますが、一定時間経過後は有料となります。

平成30年1月から窓口が変わる主な業務 1

“★”記号の業務に関しては、お住まいの地域がJR神戸線を境界として、北部にお住まいであれば北部保健福祉センターで、南部にお住まいであれば南部保健福祉センターでの受付となります。



平成30年1月から窓口が変わる主な業務 2

“★”記号の業務に関しては、お住まいの地域がJR神戸線を境界として、北部にお住まいであれば北部保健福祉センターで、南部にお住まいであれば南部保健福祉センターでの受付となります。





平成30年1月以降の 保健福祉申請受付窓口一覧

表記

○ … 受付窓口があります。 — … 受付窓口はありません。

△ …

支所窓口で受付はできますが、これまでの取り扱いと異なり、その場での交付が出来なくなります。



高齢者に関する主な手続き

取扱業務	北部保健福祉センター	南部保健福祉センター	支所	本庁	保健所
高齢者用バス券の交付・返還申請	○	○	△	○	—
高齢者移送サービスチケットの申請	○	○	△	—	—
緊急時用ヘルプキットの配布申請※1	○	○	○	○	—
後期高齢者医療制度に関する手続き	※2	○	○	○	—
介護保険に関する手続き	○	○	○	○	—
介護保険に関する手続きのうち、以下の手続きは受付窓口が異なります。					
介護保険認定申請(新規・更新・区分変更)	○	○	—	○	—
介護保険資格喪失届(転出、認定あり)	○	○	—	○	—
ケアプラン(居宅介護サービス計画作成依頼)届出	○	○	—	○	—

※1 身体障害者福祉センター・地域包括支援センター・老人福祉センターでも受付します。

※2 北部保健福祉センターでは取り扱いませんが、同一施設内にある阪急塚口サービスセンターで受付します。
なお、中央支所は阪神尼崎サービスセンターで受付します。

福祉医療(高齢期移行、乳幼児等、こども、障害者、母子家庭等医療)に関する手続き

取扱業務	北部保健福祉センター	南部保健福祉センター	支所	本庁	保健所
福祉医療の各種申請※3	○	○	○	○	—

※3 精神障害に関する手続きは、保健所でも受付します。

児童に関する主な手続き

取扱業務	北部保健福祉センター	南部保健福祉センター	支所	本庁	保健所
保育施設等の利用申請※4	○	○	○	○	—
児童手当申請(変更の申請と現況届に関する手続き)※5 (2人目以降のお子様の出生・口座変更、消滅・現況届など)	—	○	○	○	—

※4 各保育施設等(保育所(園)、認定こども園、小規模保育事業所)でも受付します。

※5 各サービスセンターでも受付します。(中央支所は阪神尼崎サービスセンターで受付)
なお、新規申請は本庁と各サービスセンターのみで受付します。

障害者(児)に関する主な手続き

取扱業務	北部保健福祉センター	南部保健福祉センター	支所	本庁	保健所
障害者用バス券の交付・返還申請	○	○	△	—	—
重度障害者(児)福祉タクシーチケット・リフト付自動車の申請	○	○	△	—	—
身体障害者手帳・療育手帳に関する手続き	○	○	○	○	—
うち、身体障害者手帳・療育手帳の住所・氏名変更	○	○	—	○	—
精神障害者手帳に関する手続き	○	○	○	—	○
うち、精神障害者保健福祉手帳の住所・氏名変更	○	○	△	—	○
障害福祉サービスに関する手続き	○	○	○	○	—
うち、障害福祉サービスの受給者証に関する住所・氏名変更	○	○	△	○	—
補装具・日常生活用具(身体障害・知的障害)に関する手続き	○	○	○	○	—
更生医療に関する手続き	○	○	○	○	—
特別障害者手当・障害児福祉手当に関する手続き	○	○	○	○	—
特別児童扶養手当に関する手続き	○	○	—	○	—
NHKの放送受信料の免除申請(障害者)	○	○	△	○	—
障害者有料道路通行料金割引証明申請	○	○	—	○	—

保健に関する主な手続き

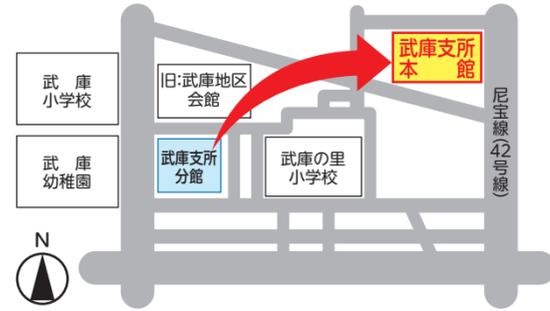
取扱業務	北部保健福祉センター	南部保健福祉センター	支所	本庁	保健所
育成医療に関する手続き	○	○	○	—	—
未熟児養育医療の給付申請	○	○	—	—	—
精神障害者通院医療費の公費負担申請(自立支援医療)	○	○	○	—	○
うち、精神障害者通院医療費の公費負担申請に関する住所・氏名変更、健康保険の変更、医療機関の変更の手続き	○	○	△	—	○
母子健康手帳の交付申請	○	○	—	—	○
妊婦健診に関する手続き	○	○	—	—	○
特定医療費(指定難病)・小児慢性特定疾病医療の申請	○	○	○	—	○
うち、特定医療費(指定難病)・小児慢性特定疾病医療に関する氏名・住所変更、健康保険の変更、医療機関の変更の手続き	○	○	△	—	○
うち、特定医療費(指定難病)・小児慢性特定疾病医療に関する新規申請の手続き	○	○	—	—	—
がん検診等自己負担金免除の申請	○	○	△	—	○
肝炎治療費助成の申請	○	○	○	—	○
予防接種実施依頼書交付の申請	○	○	△	—	—

■ 保健福祉サービスの提供場所



■ 武庫支所での業務について

現在、武庫支所(分館)で受付している保健・福祉の手続きについては、平成30年1月4日から武庫支所(本館)に変わります。



■ 電話番号一覧

支所 (保健・福祉申請受付窓口)	電話番号	ファクシミリ
① 中央支所	06-6413-5381	06-6413-5393
② 小田支所	06-6488-5445	06-6401-5516
③ 大庄支所	06-6419-2941	06-6419-3656
④ 立花支所	06-6427-7778	06-6429-7007
⑤ 武庫支所	06-6432-5400	06-6433-6502
⑥ 園田支所	06-6492-1182	06-6494-4463

注：電話番号については、平成30年1月4日からの番号となります。

⑦ 北部保健福祉センター		
	電話番号	ファクシミリ
生活保護に関すること(代表)	06-4950-0272	06-6428-5105
生活保護の申請・相談	06-4950-0286	
障害者・児の相談に関すること	06-4950-0374	06-6428-5109
障害者虐待等専用ダイヤル(夜間・休日専用ダイヤル)	06-4950-0422	
家庭児童相談	06-4950-0429	
生活支援(婦人相談・養護老人ホーム等)に関すること	06-4950-0496	
各種申請受付に関すること	06-4950-0562	06-6428-5110
しごと・くらしサポートセンター-尼崎北	06-4950-0584	
成年後見等支援センター	06-4950-0614	
保健に関すること	06-4950-0637	06-6428-5110
赤ちゃんテレフォン 兼 こんにちは赤ちゃん	06-4950-0645	

⑧ 南部保健福祉センター		
	電話番号	ファクシミリ
生活保護に関すること(代表)	06-6415-6196	06-6430-6801
生活保護の申請・相談	06-6415-6197	
生活保護指定医療機関・介護機関の登録等	06-6415-6094	06-6430-6803
障害者・児の相談に関すること	06-6415-6246	
障害者虐待等専用ダイヤル(夜間・休日専用ダイヤル)	06-6415-6248	
家庭児童相談	06-6415-6274	
生活支援(婦人相談・養護老人ホーム等)に関すること	06-6415-6276	06-6430-6807
各種申請受付に関すること	06-6415-6279	
しごと・くらしサポートセンター-尼崎南	06-6415-6287	
成年後見等支援センター	06-6415-6291	06-6430-6850
保健に関すること	06-6415-6342	
赤ちゃんテレフォン 兼 こんにちは赤ちゃん	06-6415-6351	

※保健福祉センター及び各支所の受付窓口の時間は、月～金曜日 午前9：00～午後5：30(土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は休業)までです。

平成30年1月以降のサービスセンター取扱業務一覧 (参考)

取扱業務
住民異動(転入・転居・転出届など)・戸籍届・印鑑登録の申請
住民票・戸籍・印鑑・課税(所得)証明などの証明書の発行
国民健康保険・国民年金・児童手当・後期高齢者医療の資格取得や喪失届など
バイク(125cc以下)の登録と廃車など
税などの納付

- 変更点のお知らせ
- 後期高齢者医療の申請について、阪急塚口サービスセンターにおいてのみ受付しておりましたが、**今後は、JR尼崎・阪神尼崎サービスセンターでも取り扱います。**
 - 福祉医療申請等について、阪急塚口サービスセンター(全医療)、JR尼崎・阪神尼崎サービスセンター(乳幼児等・こども医療のみ)にて受付しておりましたが、**今後は、各サービスセンターでは取り扱わず、本庁、各支所及び南北保健福祉センターで取り扱います。**
 - 介護保険(異動に伴う)申請等について、阪急塚口サービスセンターにおいてのみ受付しておりましたが、**今後は、阪急塚口サービスセンターでは取り扱わず、本庁、各支所及び南北保健福祉センターで取り扱います。**

JR尼崎サービスセンター

平成30年1月4日(木)からJR尼崎サービスセンターの場所が現在の“小田支所1階”から“アミグ潮江プラストいきいき3階”に変わります。

平成30年1月4日から

平成29年12月28日まで 小田支所

JR尼崎サービスセンター電話番号

- ◎平成29年12月28日まで **06-6488-9821**
- ◎平成30年 1月 4日から **06-6480-5961**

※建物の休館日や午前10時までに来庁される場合は、建物西側のエレベーターをご利用ください。
※専用の駐車場・駐輪場はございません。近隣の駐車場(有料)・駐輪場(一定時間経過後有料)をご利用ください。

阪神尼崎サービスセンター

電話番号：06-6413-5341

阪急塚口サービスセンター

電話番号：06-6427-4261

※サービスセンターの受付窓口の時間は、月～土曜日 午前9：00～午後5：30(日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は休業)までです。なお、土曜日については、一部取扱業務が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。